

4. 執行機関

(5) 委員の兼業禁止規定の該当事例に関する調 (令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市区町村分

都道府県名	市町村名	区分	選任権者の決定の内容		決定の理由	決定の年月日	都道府県知事に対する 審査請求の有無		裁判所への出訴の有無	
			兼業禁止規定 に該当すると 決定したもの	兼業禁止規定 に該当しないと 決定したもの			審査請求の結果	出訴の結果		
大阪府	箕面市	固定資産評価審議 委員会		○	地方自治法第180条の5第6項に該当する兼業の事実は認められなかったため。	R7. 3. 10	無		無	
大阪府	柏原市	監査委員		○	地方自治法第180条の5第6項に該当する兼業の事実は認められなかったため。	R5. 9. 29	無		無	
大阪府	柏原市	公平委員会		○	地方自治法第180条の5第6項に該当する兼業の事実は認められなかったため。	R5. 12. 22	無		無	
大阪府	柏原市	固定資産評価審議 委員会		○	地方自治法第180条の5第6項に該当する兼業の事実は認められなかったため。	R5. 4. 1	無		無	
大阪府	柏原市	固定資産評価審議 委員会		○	地方自治法第180条の5第6項に該当する兼業の事実は認められなかったため。	R5. 12. 6	無		無	
計	2団体		0件	5件			0件		0件	